

審議会等の会議結果報告

1	会議名	第7回津市上下水道事業経営審議会
2	開催日時	令和4年3月23日(水) 午後2時から午後5時まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
4	出席者の氏名	(津市上下水道事業経営審議会委員) 加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、石田健児、 今井和美、小川友香、関口敦子、高山幸憲、畑井育 男、松井信幸 (事務局) 上下水道事業管理者 田村 学 上下水道事業局長 松下浩己 上下水道事業局次長 格嶋淳夫 水道工務課長 山崎浩史 下水道工務課長 村田 英紀 上下水道管理局长 浅井英幸 上下水道管理局次長(兼)経営企画課長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 営業担当参事(兼)営業課長 奥村登志男 経営企画課調整・経営企画担当主幹 山本 裕介 経営企画課経営企画担当主事 松井 智紀
5	内容	(1) 第2次津市水道事業基本計画及び津市下水道事業 基本計画の事業評価について (2) 津市工業用水道事業経営戦略について (3) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	
8	担当	上下水道管理局上下水道管理課管理担当 電話番号 059-237-5811 E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事内容 次のとおり

上下水道管
理課長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第7回津市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本日の進行を務めさせていただきます、上下水道管理課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当会議につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスとして座席の距離を空けさせていただくとともに、アルコール消毒やマスクの着用などの対策を講じておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としており、会議結果をホームページに掲載いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、大口需要者として、イオン津南の阿江委員より退任の申し出があり当委員に代わって後任として石田委員にご就任いただきましたので、ここでご報告をさせていただきます。石田委員から一言ご挨拶頂きたいと思っております。

石田委員

【挨拶】

上下水道管
理課長

ありがとうございました。それでは、開催に当たりまして上下水道事業管理者から、一言ご挨拶申し上げます。

上下水道事
業管理者

【挨拶】

上下水道管
理課長

続きまして、本日の出欠状況でございますが、委員10名中、出席委員が9名でありますことから、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお藤田委員におかれては、ご都合によりご欠席です。

ご発言に際しては、必ずマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

次にお手元に配布しました資料の確認をお願いいたします。

第7回津市上下水道事業経営審議会事項書、座席表、第6回書面会議における、各委員からの意見と修正案を一覧にした評定欄修正案、津市工業用水道事業経営戦略、今回の配布資料は以上4点でございます。これらに加え、先にお渡ししてあります『第6回書面開催時の評価シート一式』及び『計画書ファイル』も、適宜参照いただきながら、進めて参りたいと思っております。本日お持ちでない方がお見えでしたら、事務局で準備しておりますのでお申し出ください。

それでは、審議会条例第6条第1項において、会長が議長を務めて頂くよう規定しておりますことから、加治佐会長には、「議事の進行」をよろしくお願いたします。

加治佐会長

それでは、これより私が議長を務めます。

議事運営につきましては、委員各位のご協力、よろしくお願

いたします。お手元の事項書2の協議事項に入りたいと思います。

本日の進め方ですが、(1)の「第2次津市水道事業基本計画及び津市下水道事業基本計画の事業評価について」、(2)の「津市工業用水道事業経営戦略について」及び(3)の「その他」の3点のご協議を頂きたいと思えます。

また、公開対象の会議でありますことから、ご発言の際は、挙手の後、指名を受け、お名前を名乗っていただいてからご発言頂きますようお願いいたします。

それでは、事項(1)「第2次津市水道事業基本計画及び津市下水道事業基本計画の事業評価について」のうち、まず水道事業について事務局から説明をお願いします。

それでは、ご説明を申し上げます。先に書面会議でご配布させて頂きました基本計画評価シートをお手元に用意いただきまして、本日お配りいたしました評定案、修正案等の2つをお並べしていただきましてご批評お願いしたいと思います。それでは一点ずつご説明申し上げます。まず、水道事業基本計画評価シートの右上に計画コード20-01-01-01とございますもの、またその次のページの20-01-01-02と合わせて二点をまず、ご説明申し上げます。20-01-01-01につきましては、水源から給水までの水質管理の強化についての評価シートでございます。目標値といたしまして、指標として原水、浄水及び給水栓にかかります毎月検査の回数及び全項目検査の回数ということで、指標を設け、目標値といたしまして、単年度で1については12回、2については4回を設定しております。実施した主な事業につきましては、記載のとおりになっておりまして、実施後の値といたしまして、①については計画とおりの12回、②につきましても計画とおりの4回ほど実施したものであります。事業の分析いわゆるチェック欄でございますが、目標とおりの進捗が図られていることで達成率は100%となっております。今後の方向性につきまして、現状を継続するという事で評価をAとしております。今後の取組みの方針といたしまして、安全で安定した水道水を供給できるように引き続き水源から給水栓までの水質管理及び水質管理体制を維持するという事にしております。5番の審議会の意見という事で事務局の方で案をお示しさせて頂いたものでございます。評定といたしましては、「適正」であり、意見といたしまして、「水質検査結果に基づく検査が実施されており安全な水が供給されている、今後も安全で安心な水道水が供給されるよう努められたい」というふうに事務局として案をまとめております。

計画コードの20-01-01-02につきまして水質監視の強化という項目でございます。これについては目標値等を設定しておりません。実施した主な事業につきましては、記載のとおりになっておりまして、事業の分析につきましては、目標設定がしてございませんので、こういう書き方になっております。今後の方向性につきましては、現状維持で、評価をAといたしまして、有事に備えた体制を継続するとともに水源から給水栓までの

水質管理、これは先ほどご説明をさせて頂きました水質管理等を継続し引き続き水質保全に努めていくという事で取組方針をまとめています。評定といたしましても「適正」で、意見として、「定期的な水質検査が実施され水質汚濁や水源事故等の発生がなかったことで、対処の必要がなかったようであるが、未然防止を含め引き続き水質管理や水質保全の取組みを続けられたい」という案をとりまとめております。

以上2点について事務局の説明といたします。

加治佐会長

この1ページ目と2ページ目のこのことについてご質問、ご意見がございましたら、ご発言願います。

よろしいですね。ここの所はこのとおりでよろしいかと、評価については原案のとおりとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次のページをお願いします。

経営企画課長

はい。それでは、計画コード20-01-02-01及び20-01-02-02につきましてご説明申し上げます。20-01-02-01の基幹施設の耐震化でございます。目標値指標として、浄水場の耐震化の事業件数、配水池の耐震化事業件数を出しております。単年度の目標値としては0件でありまして、令和9年度末の計画最終年度の累積で、2件及び8件としております。主な実施事業は記載のとおりでございまして、実施後の値も当然事業途中という事で、まだ達成をしておりませんので0という事にしております。事業分析として目標とおりの進捗であり達成率につきましては、事業が完了していないことから0%となります。今後の方向性等につきまして、評定欄修正案の方をご覧いただきたいと思っております。20-01-02-01につきましては、0%というのは目立つので、達成率にも意見したいという事でご意見を頂いておりますが、修正案等の所ですね、浄水場の耐震化は6年計画の3年目であるために事業実績は令和5年度の事業完了を基に完了した件数を基に達成率を指標として表していくものとして整理をしておりますので、現状におきましては、0%という形となります。またその下のNo.2番でご意見頂いております「配水池の2次診断を優先しポンプ場の耐震化を延期したのであれば計画修正が必要でないのでしょうか。」という意見を頂いております。そのご意見に関しましては、実施した事業の所で◎の3つ目にポンプ場の耐震化について令和2年度から2次診断を行う予定であったが、配水池の2次診断を優先することとし、補強工事については令和7年度から実施する予定であるという形でご意見のとおりのご状況でございますので、今後の方向性のところについては、見直しの必要があるという形で修正をさせて頂き、この修正をかけたことによります総合評価がBとなりますので、これの修正をさせて頂きたいと考えております。また評定につきましては「適正」で、意見については記載のとおりとしたいと考えております。

つづきまして、20-01-02-02でございます。

これについては配水管の耐震化につきましての項目でござ

います。指標といたしましては、基幹管路の耐震化整備済延長、もうひとつは老朽管の更新済延長という事で、単年度目標を0.5 km、老朽管については、9.8 kmを目標にしています。実施後の値といたしまして、1番は0で2番は12.7 kmという事になっています。これにつきましても、修正案のNo. 3番及びNo. 4番でご意見を頂いておりました、No. 3番ではその下の意見の所のご意見を後ほどご説明させていただきます。No. 4番については、国庫補助を活用し、とこれも意見の所でございます。なので、後ほど意見の所でご説明させていただきます。これにつきましては、ご意見がありますとおりますは一つ目の3番目の柔軟な対応をとは何を指すのでしょうか。ということがございますけど、この柔軟な対応というのは基幹管路以外の老朽管の更新事業を重点的に進めることにした、という形でご意見として案をとりまとめたものです。また国庫補助を活用する事も重要にしてはということでございますので、これにつきましては、ご意見とおり修正をかけたいと考えております。以上でございます。

加治佐会長

今3ページ4ページの耐震化についての説明を伺いました。それで修正案を出していただいております。3ページ目はBで示そうか4ページ目は説明をどうですかね、修正案が加筆されるのですかね。修正案に差し替えるのですかね。

経営企画課長

ご意見を頂いた内容も踏まえた中で改めて修正案をご提示させていただきます。

加治佐会長

含めて書き直していただきたい。そういう事で、このことについて、3ページ目、4ページ目、ご質問等、ご意見がございましたら、ご発言願います。耐震化の事です。

関口委員

質問があります。見直し意見が出て、配水池の2次診断がどっちが優先かっていう話で、事業の見直しをしたので、総合評価Bということなのですが、これはそのそもそもこの基本計画に沿ってやっていくのが基本だとしても、その時々状況で変更していてもいいっていうスタンスで事業にのぞまれているのでしょうか。もしそういうことで、やることはちゃんとやっているっていう事であれば見直しは必要だけど評価をBにしなくてもいいのかなって気もしたので、そもそも扱い方っていうか判断基準というのかそれを質問させていただきました。

加治佐会長

事務局、いかがでしょうか。見直しのことですけれど。

経営企画課長

先に、書面会議でお配りをさせていただきました中に基本計画等評定要領というのがございました。この要領の別表のところでもA B Cの総合評価をお示しいたしました。今回、ご指摘の所につきましても、見直しの必要性があるだろうという中で目標とおりの進捗が、されているという事になりますので、こういう

表をつけさせていただいています。これにあてはめますとBになるということで、相関関係の中でこのBとさせて頂いております。また基本計画は基本計画でやれることは整理したうえで、各年度におきましては、予算や事業の進捗状況にあわせて柔軟に事業の実施内容を修正しながら、最終的には令和9年度には、掲げた目標が達成できるよう各年度によりそれぞれ達成値が違う部分もありますが、その計画の見直しにつきましては、5年に1度見直しをかけていこうという事で、整理しておりますので、5年に1度の見直しの段階で、過去5年の事業実施状況をして、基本計画自身の見直しも検討をしていく中で見直しの必要があるというチェックにさせて頂きたいと思いません。

関口委員

ありがとうございました。

加治佐会長

一応、マニュアルがあるからということですかね。では、3ページ目、4ページ目よろしいですかね。修正案出していたように変えて頂いて、評価については、原案のとおりにしたいと思います。よろしくお願ひします。では、5ページからのところをお願いします。

経営企画課長

5ページ、6ページ、7ページ、8ページにつきましては、予めのご意見がございましたので、まとめてご説明させていただきたいと思ひます。5ページの計画番号20-01-02-03につきましては応急給水対策の充実という事で、指標、目標値を定め実際の内容に応じてその目標値達成状況を整理したものでございます。チェックに関しては目標とおりの進捗でありますので、方向性としては現状のまま継続とし、意見として「緊急遮断弁の設置については、概ね計画とおりに進められているが、耐震2次診断に応じて計画の見直しを検討されたい。応急資機材については、災害に備えて整備が進められており、今後維持管理に努められたい」という意見で整理をさせて頂きました。

つづきまして、6ページ、計画コード20-01-02-04でございます。危機管理体制の整備ということで、各指標を整理させて頂いた中で、事業の分析としましては、目標とおりの進捗であり、事業の方向性としては現状のまま継続ということで整理をさせて頂きます。審議会の意見としましては、「コロナ禍における移動が制限される中でも、通信機器を用いた情報伝達訓練や松阪市との融通訓練は実施された。引き続き関係機関との連携強化を図り、大規模災害への備えを要望する。」という案として整理をさせて頂きました。

つづきまして、7ページ、計画コード20-01-03-01でございます。安定した水源の確保の項目であります。個々目標値を設定しておりませんが、目標とおりの進捗、現状のまま継続とし、今後の取組方針としましては、安定した県営水道を活用することで、河芸地域・安濃地域の複数の自己水源・浄水場を廃止するための事業を進めるということでございます。審議会意見と

いたしまして「基本計画策定時に安定した水源の確保と更新費用の抑制を検討した結果、河芸地域・安濃地域の県営水道に切り替えることとしたものであり、計画に基づき事業を実施されたい」と整理いたしました。

つづきまして8ページ、計画コード20-01-03-02効率的な水運用の構築でございます。目標値単年度として2,500戸でございます。実施した事業の内容で実施後の値が0戸となっております。これについては、安濃県水受水点の受水開始令和3年の4月の予定から、6月になったということで現状としてはまだ0という事でございます。事業の達成度も現状も0という事でございます。今後の方向としては現状のまま継続することによって審議会の意見といたしまして「基本計画策定時に安定した水源の確保と更新費用の抑制を検討した結果、津地域・河芸地域・安濃地域を県営水道に切り替えることとしたものであり、計画に基づき事業を実施されたい」という案で整理をしたものであります。

加治佐会長

4ページ分、特に皆様からも修正意見もなかったということから要点だけを説明していただきました。が、5ページの災害の所6ページ、7ページのほぼほぼ同様の事と思いますが、安定した水源確保、効率的な水の構築と、まあ、問題がなかったという判断が出ていると思います。このことについて5ページから8ページの内容につきまして、今、特にご質問、ご意見がございましたらご発言願います。

では特に無いようなので、評価については原案のとおりでしたいと思います。

ではひきつづきまして、9ページの所から説明をお願いします。

経営企画課長

はい。9ページになりまして、計画コード20-01-03-03これは施設の拡充・更新の項目であります。この中で、意見を頂いております。まず意見のNo.6でございますが、芸濃町北神山浄水場クリプトストリジウム対策に対する説明が必要でないのか、対応状況により事業の方向性や総合評価が違ってくのではないのかというご意見を頂戴しました。それにつきましては、2の実施結果のところ芸濃町北神山浄水場の水質については、クリプトストリジウム対策の必要性の指標となる菌が未だ検出されないため、現状では対策の検討を行わなかったことを修正として実施結果の所に追記をしたいと考えております。またNo.5で、今後の取組みを人口減少のダウンサイジングの説明があってもいいのではないかとご意見を頂いているので、今後の方向性の方で取組方針の中に今後の給水人口の減少傾向があることが予想されることから基本計画の中間見直しの際には給水人口減少を加味した設備の更新を検討するという記載を追加した上で、整理をしたいと考えております。審議会の意見といたしましてはおっしゃるとおり「施設の更新について概ね計画とおりに実施された。しかしながら、津市は老朽施設が多いことから、これらの財源を確保し、老朽施設の更新を今

後も計画とおりに進められたい」と整理をしたいと考えております。以上でございます。

加治佐会長

はい。施設の拡充・更新につきまして、ご質問ご意見ございましたら、どうぞ。ご発言願います。無いようですので、評価については原案のとおりにしていただくという事でとどめておいてください。では、10ページお願いします。

経営企画課長

10ページで、計画コード20-01-03-04で運営管理の強化という項目でございます。これにつきましては、ご意見を頂いております。オンライン研修が増えた旨を2～4に含めた方がよいのではないかと。またコロナ禍において研修実績が目標と大きく乖離しており、令和9年度の目標を達成するための計画見直しが必要だと思う。ただし、本来の目的を研修の実施の開始ではなく職員の育成であることから、未達成ではあるが、相応の対応があるか、また自然体で令和9年度の目標が達成できるとの判断であれば修正なしでも良いのではないかと。ご意見等を頂いております。その上で実施2の実施した主な事業につきまして、ひとつめの研修制度関係の2行目の外部研修を受講させ職員の育成を図ったという、後ろに受講した職員数が10名ございまして、その内2名がオンライン研修であったという事を付記させて頂きたいと考えております。また今後の方向性につきまして、5行目のまた以降の所に、研修自体が中止になるものがあるがという事に加えて研修の設定もオンライン研修の設定も増えつつあることから、積極的な受講を促していくという文言に修正をして整理をしたいなと思っております。審議会の意見といたしましては、ここに記載のとおりの方で提示したいと考えております。以上でございます。

加治佐会長

このことにつきまして10ページのことにつきましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

小川委員

審議会の意見の前半の所をみると、コロナで例年の研修は中止になったけどもオンライン研修が増えてきたと聞き及んで聞き及んでいるとは言葉はどうかと思うのですが、オンラインが増えてきているので評価できるというふうな書き方をしているのかと思うのですが、その3番の所の分析の所を見ると、外部研修の積極的な参加に繋がらなかったというふうによくはない方向で書いてあるものを、5番の意見の所では、反対に評価しておるというふうな書き方になっているのではないかなと思って、オンライン研修で増えたのが本当の事であればもっと2番とか3番のところにオンライン増えましたよというのを書いて頂いた方が5番の意見が合っているのかなと思ったので意見させて頂いたのですが、それが多分10人中2人のオンライン研修という事で書いてもらったのだと思うのですがそれが多いのか少ないのかというのはちょっとわからないのですが、3番の業績結果と5番の意見が逆なような気がしたので、もう少し3番の所で5番のオンライン

研修が増えてきたと、聞き及んでいるここの評価シート以外から聞いておるといふ感じになっておる所も気になるころなのですけどもう少し合わせて頂けたらなと思ひます。

加治佐会長

3番と5番同じ人が書いたのですかね。時々違ふ人が書くとトーンが違ふ時があるので。

経営企画課長

小川委員がおっしゃられたように誠にそのとおりに思ひますので、修正案をもう一度検討した上で改めてご提示させて頂きたいと考えております。

松井委員

意見を書かせていただいたのですが研修の代替えみたいなもので、なにかないのかなということを書かしてもらったのですが、例えば誰か講習を受けたうえで、内製化を図って内部研修を図るとかそういう事を書いていただいたらいいのかなと思ひましたので、あくまで外部研修にこだわってしまうとコロナ禍で出来ないってことにもなりかねませんので、内製化を図って今後研修受ける充実させていくとかそういうふうな事を書いていただくといいのではないのかなと思ひます。

経営企画課長

そのご意見も、もっともと思ひます。その方向でご提示させて頂きたいと思ひます。

加治佐会長

評価の修正については、本日委員からいただきましたご意見等を踏まえて事務局に改定案を出していただきます。では次のページ11ページお願いします。

経営企画課長

11ページ、計画コード20-01-03-05になります。こちらにつきましてもご意見を頂戴致しておりまして、今後コロナ禍のような新しい世界的な問題が起きる可能性が高くなると思われまふ。イベントという考え方以外の発信のアイデアも必要かと思ひます。というご意見を頂いておます。確かに給水サービスの向上という形の中で、主な工事をホームページを活用した情報提供の充実ということで整理をしております。イベントというのがコロナによりまして非常にイベント自身が自粛されている所がございます。しかしながらイベントがあればイベントにも積極的に啓発の場として活用していく事も否定することなく進めていきたいと思ひますが、4の取組みの方向性の所でホームページの課題等についても広報紙以外にもイベントやホームページを活用するなど積極的に情報発信していこうという事を付記していきたいと思ひます。これを付記することによりまして評価のところにつきましても、市ホームページを活用するなど引き続き、という形で3行目の辺りの、いるがの所の後ろに市ホームページを活用するなどというのを付記し、意見として整理させていきたいと考えておます。

加治佐会長

他にありませんでしょうか。サービスの向上。では、評価についての修正については修正案を含めて原案とおりにしてい

きます。では、12 ページですね、お願いします。

経営企画課
長

計画コード 20-01-03-06 でございます。これにつきましてもご意見をいただいております。ご意見の中で、水道料金に特化したご意見は、20-20-1-1, 20-20-1-2 との関連するご意見でございます。適切な水道料金という審議会の意見は適切な水道料金の設定でいうふうに書かせていただいた訳ですけども、適切な水道料金についてという所でお二方からご意見を頂いております。このご意見がありましたので、書き方と致しましては、意見としては「適切な水道料金の設定も含めて検討し、経営の健全化を図りたい。」という事で整理をしたいと思っております。令和 2 年度の評価シートでございますので、料金改定自身が令和 3 年度にご議論頂いて令和 4 年度からスタートという状況でございますので、令和 2 年度としての意見と整理するのであれば修正案としてご提示させていただいたものが適切ではないのかなと考えております。また三雲浄水場の位置図が欲しいというご意見がございましたので、本日お配りした資料の中に添付させていただいております。以上でございます。

加治佐会長

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
小川さんどうぞ。

小川委員

先ほどの説明で、令和 2 年度の評価なので令和 4 年度からの料金改定の事はまたその後でという感じになって、これはいつの時点で考えた事にすればいいのかとちょっと一瞬分からなくなったのと、令和 2 年でも 4 年でも今後こうしていったらいいという意味での審議会の意見であるならば、今回 4 年以降上がるという事とはまた別で、私が書かせていただいた事自体の意味としては、適切な水道料金を設定という事で、上げるという意味の方向性しかないと思うのですが、その書き方で、進めていってください。料金を上げる方向で進めていってくださいって審議会の意見として書かれてしまっているような気がしたので、この令和 4 年度がこの前決まったこととはまた別で、今後も値上げをすること前提で、経営の健全化を図りたいという審議会の意見としてはちょっと強すぎるのではないかなと思って書かせていただいた所もあるので、上げるかどうかという所も含めて、また、今後何年も何十年もかけて考えていかないといけない事なのかなと思ったので、書き方を変えて頂きたいとお願いしたのですが、まず一応修正案としては、設定も含めて検討すると書いて頂いたのですが、いいのかなと私は思うのですが、他の委員の方どうなのかなとお聞きしたいと思っております。

松井委員

いま小川委員さんがおっしゃっていただいたそのままそのとおりに思うので、逆に適正な水道料金ということ自体をオミットしていただいて、費用が賄えていない状況を踏まえて経営の健全化をはかりたい。ということで、逆に省いて頂いた方がいいのではないかなと。令和 2 年、令和 4 年のタイムラグ

っていうのもありますし、これが適切な水道料金が一人歩きしてしまうような気がいたしますので、逆に抜いていかれた方がいいのではないのかなと。

経営企画課長

今頂きましたご意見を改めて検討し、修正に反映させていただきたいと思えます。

加治佐会長

修正については、資料に書いてある文書でいただきました。ご意見をふまえて修正案を改めて作って頂くと。他に意見はありませんか。

小川委員

修正案を作って頂けるという事なのですが、それは先ほど松井委員がおっしゃった様に文言を省くというふうに進めて頂くのか、他の方の意見を聞いていないので、大事なところかなと個人的には思うので、もうちょっと詰めて頂いた方がいいのではないかと思うのですが。いかがでしょうか。

加治佐会長

そうですね。進行を急ぎすぎたかなと思えます。すみません。

経営企画課長

これは、あくまでも私どもが審議会の皆様のご意見を事務局として、案としてご提示をさせて頂いている部分でございます。4番以前の私どものセルフチェック自己評価ということでございますので、5番の件についてみなさんに意見を今頂いたお二方の意見を尊重した形で案を作ることは私どもの方でさせて頂くのですが、他の全員の皆様のご意見がどこにあるのかって所を委員長の方でおまとめいただければ一番ありがたいなと思えます。

加治佐会長

他の方々のご意見いかがでしょうか。健全化、適切性についての事です。

石田委員

私も先ほどおっしゃっていたとおり、適切な水道料金設定という文言自体を削除するような形で、遊休資産の活用ですとか、その財務の健全化の実施の手法、検討する予定ではあるかとは思えますので、多方面に検討した上での経営の健全化というニュアンスにした方が良いのではないのかというふうに感じます。

加治佐会長

はい。どうぞ。

高山委員

国の財政と同じような状況で、危機的な財政状態ですので、料金を継続的に上げざるを得ないと、上げるということも承認したんじゃないしに当局としては、上げたいけれども中には一部それに異を唱える方もあった、それぐらいのニュアンスでいったほうがこの審議会の有識者の人は出来るだけそれを言われるのでしようけれど、1年半から2年近くこの資料をチェックするのもかなり言わせていただいたのですが、危機的な状況にありますので、遊休資産とかそれだけで財政状況を改善できる

国の赤字と同じくらいの消費税を今でも下げろと言っているような識者も居りましたが、この何十冊かここ定年前後で読ませてもらったら、かなり危機的な状況ですよ。トーンとしては抑えることが必要だと思うのですが、状況としてはかなり厳しいという事を審議会の委員としては認めざるを得ないと、そういう意味合いのトーンでやって頂きたいと思うのですが。

経営企画課
長

今頂きました意見を基に審議会の意見案を事務局としてご提示をさせていただくとするならば、未だ水道料金で給水に係る費用を賄っていない状況から経営の健全化を図りたいという所に結び付ければ適切な水道料金の設定、というのにも包含する中で経営の健全化を図るといふご意見に結びつくのかなと思いますので、適切な水道料金の設定という部分を松井委員がおっしゃられたように削除する形で、今いただいたご意見は包含できるのではないかなというふうに考えています。これを事務局として審議会意見の案としてご提示するとするならば現状こういう形になるのかなと思います。

加治佐会長

私も個人の委員としての意見は、出てきている数字は回収率を評価しているのですよね。計算式は、ですので、水道料金が高いとか安いとかの話はしていないと思うので、恐らく別のページで水道料金高い安い、収入が多い少ないが出てくるかなと思うのですが、それを含めて削除すると、ここでは適切な水道料金をというフレーズは脇に置いておくということで解釈しています。もう十分末節ですが、文章の3のチェックの所ではポイントという単位が使っていますがこれはもうパーセンテージと同じならパーセンテージと書いておいて欲しいと私は思ったのですが、ポイントってポイントが貯まるのポイントかなと思ったのですが、これはパーセンテージの事だったので、では12ページにつきましては多くのご意見を頂きました、事務局の方ではそれらを網羅した形での修正案をお願いいたします。それでは13ページからご説明をお願いします。

経営企画課
長

はい、13ページです。計画コード20-01-03-07でございます。ここについてのご意見を頂いておりまして、文面としては高額であっても電気自動車やハイブリット車を審議会として進めるような書き方になってしまっていないかということで、審議会の意見の所でございますが、1行目の後段の部分に電気自動車ハイブリッド車の導入についても検討されたいという形で整理をさせて頂いたのですが、確かに今の世の中の動きとしては電気自動車とか、低排出ガスとかの導入を勧めているという所で、こういう意見の案と整理をさせて頂いたのですが、ご意見を踏まえて「引き続き低ガス基準を満たす車の導入を続けられたい」ということに修正をさせていただき、審議会の意見の案として整理することによろしいでしょうかということをお諮りさせて頂きたいと思います。

小川委員	私が書かせて頂いた4番の所、最新のというふうに書かれていたので、それを進めていって下さいと言う書き方で5番の意見が書いてあると、最新の物が凄く高かったりしてもそれを買うのかという事になってしまうような気がしたので、費用対効果を考慮しながら導入を勧めていってほしいという書き方にさせていただけたらなと思って書かせて頂きました。
加治佐会長	ご配慮いただけると思いますが。他にいかがでしょうか。それでは一応この13ページまでで終了という事になりますがよろしいですか。それでは次の資料です。基本計画の投資・財政計画評価シートの説明をお願いします。
経営企画課長	水道事業基本計画投資・財政計画の説明をさせていただきます。1ページで計画コード20-20-01-01でございます。これにつきましては、先ほどの20-01-03-06の項目とご意見の中でご提示をさせていただいているものです。審議会の意見といたしましては「収入の確保や費用縮減の努力はされているが、依然、営業損失が生じる見込み等を踏まえ、経営の健全化、世代間の負担の公平性を考慮し、適正な水道料金で経営されたい」ということで案をお示しさせていただきましたが、先ほどの20-01-03-06でご指摘を頂いたことがございますので、先ほどのご意見を踏まえた修正案を改めてご提示をさせていただきたいと考えております。
加治佐会長	このページについてのご説明ですね。特にご質問もなかったものでこのようでしょうかという事ですね。
経営企画課長	これを案としてご提示をさせていただきますと、先ほどの項目の所で20-01-03-06の健全化のところの議論を踏まえた中で一部修正を検討の上、ご提示をさせていただきたいと思えます。
加治佐会長	先程は適切な水道料金というフレーズについての事でこのページが引用されていることが、よろしいでしょうかね、今井委員、小川委員、補足説明について詳しく補足して頂くという事ですかね。よろしいですか。適切性について補足して頂くという所ですね。
経営企画課長	案として、先ほどの項目にご提案させて頂いたのが、適正な水道料金という所をご指摘いただいておりますので、世代間の負担額の公平性を考慮し、経営されたいというような形の含みにするのが良いのかなど。ちょっと日本語的におかしい所はちゃんと修正案をご提示させて頂きたいと思えますが、適正な水道料金というこの単語を削除する形で文言の整理をさせていただきたいと思えます。
加治佐会長	ここでも削除すると。

経営企画課長	ここで整理をさせていただけたらという案でございます。
松井委員	適正な水道料金のオミットという所なのですが、世代間の負担の公平性を考慮し、というこの文言自体が水道料金に直結する内容になっていると思うのですよ、ですからこれ自体をオミットして頂かないと文章のつながりもおかしいし、イコール水道料金というイメージになってきますので、この部分から消して頂いたらいいのではないかなと思っています。
加治佐会長	評定の説明、意見の所はそのように修正して頂くという事によろしいでしょうか。私には段々難しくなっていますが。素人ながらに思う事は収入の51億円が要するに儲かったのか、儲かってないのか、計画とおりののか、計画とおりでないのか。50億円のつもりが51億円なのか、52億円のつもりが51億円だったのかという辺りを私自身は興味がないと、一覧表の第2次の計画案の中に何か似た数字がある様にも思うのですが、比較対象になる数字がどこかに掲載されているのであればこの機会に教えてください。
経営企画課長	合わせて本日アセットマネジメント様式財政計画という所の令和2年度の収益を、予算額がでございますので3年度の目標値を設定し、決算におけます数値が実施後の値という形で個々に記載させて頂いています。
加治佐会長	という事は、ほぼ52億円という点ではほぼ計画どおりであり、わずかに計画を上回ったという事かと思えます。であれば総合評価Aでも納得かなという私の感想です。いかがでしょう。大きな金額ですがよろしいですか。ではそのページにつきましては評定のところの文章表現を事務局の方で委員の指示に従って検討して頂くということで、次のページの説明をお願いします。
経営企画課長	計画コードの20-20-01-02でございます。これにつきましては、ご意見の中で3の事業分析、4の今後の方向性に記載がない、のチェックが漏れているという事でございます。3の事業分析のチェックの所の進捗状況が目標の進捗を上回るという所にチェックを修正で入れたいと思っております。その後4の今後の事業の方向性については、現状まま継続の所にチェックを入れたうえで総合評価がAになる事を修正したいというふうに思っております。また、ご意見の中に耐震化等にかかる事業費の説明でループ化や次年度以降に他の事業の前倒しなどがあると、事業の方向性については、現状継続してもいいと思えますという事なので、申し訳ないです。入力に誤りがありましてAを入れるべきだと思います。その上で審議会の意見を取り入れてご提示したいと思えます。
加治佐会長	いかがでしょう。松井委員と小川委員、ここに書いてある修

正案でよろしいでしょうか。

小川委員

先程の適正な水道料金の設定というところに係ってくると思うのですが、これは国庫補助金の対象となる条件の一つに水道料金の改定をしないと対象にならないという事でよろしいでしょうか。それであるならば、ここの部分は、適正な水道料金の設定がというふうに書かなければいけないのか、先ほどとちょっと話が違うのでお聞きしたいのですけども。

上下水道事業管理者

ご質問は国庫補助金を頂くのに条件があるのですが、その中に平均の料金がいくら以上、これは全国平均なのですが、以上の料金設定が無ければ耐震化の基幹管路の更新補助金の対象にならないというのが要件にもありますので、令和2年度の状況で見ますと全国平均を下回ってしまうギリギリのところでしたという状況です。1円、2円位の所にいました。

上下水道事業局長

補足させて頂きます。水道料金が安いという事は、その経営はすごくいいというふうに見られております。という事は、国から補助を充当しなくても経営が安定しているのだから、こういう意味で捉えられていますので、全国平均の水道料金より高いという事はそれだけ経営が厳しいという事から国の方から補助を充てていただくと、という形になっておりますので、補足させて頂きます。

小川委員

という事は、5番の書き方にしようと思うと、ここで国庫補助金の活用が重要であるから、そのために水道料金を上げる方向でやってくださいというふうなことが審議会の意見になってしまうのではないかなというふうに思っているのですけども、それがいいのかどうなのか、先ほどの話と反対の方向になってしまうので、何か他に良い書き方とかがあれば。

関口委員

国からの補助金を得るためには、1円高くした方が全体としては周囲に歓迎される推計ってありましたっけ。ちょっとその所は覚えていないのですが。補助金がもらえるから実はこうした方が全体として市民にはお得なんですという議論があったかどうかだと、この審議会の意見だから、そのこと自体は市民のためにやることなので、取組方針や、市民の意見として書くのはいいというか、市民のためにこういう作戦でいこうというのはいいいと思うのですが、審議会で話していないのを書くのはちょっと変になるのではないかな、と。

加治佐会長

どうしましょう。全体の良し悪しと文章表現の良し悪しと話題が広がってきていますが、いかがでしょうか。他に。

上下水道事業管理者

関口委員の私も昨年度以来の審議会の中で、こういう値上げをして料金の単価を上げると今貰える、貰えない瀬戸際の補助金が確保できるというのは確かにここの中では説明をさせていただいていないと思います。むしろもっと経営状況を前面

的に申し上げて、副次的に補助金が継続して頂けることを、このまま放っておくと補助金がもらえなくなるという所まではこの前申し上げたのでという説明をさせていただいていないので印象がないのは当然かと思えます。

経営企画課
長

この項目につきましては投資・財政計画の資本的収支、所謂投資にかかります収入及び支出の項目でございます。当然先ほど管理者が申し上げましたとおり、審議会の中で国庫補助金の議論、分析面も私どもの方からはしておりませんし、それが審議会の中での議論にはなっていないという記憶があります。ただ、施設整備をしていくうえで財源の確保というのは非常に重要になってまいりますので、財源の確保という観点で審議会の意見の方を改めて整備をさせていただいて事務局としての案をご提示させて頂きたいと考えております。

小川委員

そもそもですが、この5番の意見というのは今後こういうふうにして欲しいというのは絶対書かないといけないのですかね。この評価についてどうだった、こうであったので令和2年度は良かったという事だけを書くのではダメなのですかね。こういうふうにして欲しいという事も最後に付け加えるので難しくなっている気がして適正という評定の理由ではない所まで後半部分では書かれているような気がするのですが、その辺りはどこまでを意見として書いたらいいのか分かりませんが。どうなのでしょう。

経営企画課
長

この評定については基本的には今小川委員がおっしゃられたように、私どものセルフチェック、所謂4番までの自己評価に関して、その評価が適正に評価されているかどうかというのがまず評定の適正か不適正かという形になります。その上で説明意見としては、審議会としては表で適正と判断できるものである、判断理由はそれでいいわけです。ただ、それにはそれぞれの委員、審議会として求められる意見等があるという前提の中で、この意見欄を基に私どもで審議会の意見としての案をご提示させていただいている状況でございます。適正だった、不適正であったという所の部分もありますが、審議会として加えて他にも取り組まれてはいかがというご提案とかご意見であるとかがここに加えることが出来るという意味で意見の欄を設けております。事務局としては、当初このような今記載のとおり案をご提示させて頂いたのですが、先ほど議論ありましたとおり、施設整備の中で国庫補助金等についても非常に有効な財源ですので、その有効な財源を適正に取得するなどして事業を推進していくべきだろうという意見を整理して改めてご提示させていただけたらというふうに思います。

松井委員

あの適正な水道料金の設定という事をここであえて書いてもいいと思うのですよ。財源の確保という事で国庫補助金の活用が必要不可欠という重要な所であると、ただし、国庫補助金を得るには適正な水道料金の設定というのが必ず含まれて

くると、だからそのことについては第一で考えるのではなくて、経費の削減とか総合的に慎重に判断して今後対応していくべきである、こういうコメントにしておけば、我々としては適正な水道料金をさせるのではない、そういう項目があるので、その上で色々ジャッジしていきなさいよというふうな書き方をすればいいのではないのかなと思うのです。

加治佐会長

事務局の皆さんが理解しておいてくれていればよろしいかと思うのですが。

小黒委員

それでは一言、適正な水道料金とは。一言じゃ言えないと思います。3-2ページにあるここでの適正な水道料金というのは、老朽化の管路の改修事業を行うための表現ですね。それと元に戻りますけど13-12ページのここでの適正料金というのは、消費者ユーザーのための適正料金は、いくらかという扱いだと思うのです。だから適正料金はその時その時で、対応が変わってくると思う見方によって。総括的にこの水道事業の運営の上での適正な料金はなになのだ。これは一言ではちょっと言えないと思います。見方によって違いますから。だから公益企業さんは儲からないように住民のために努力をしていただきたい。それにつきると思うのですが。あまりに多く儲けなくてもいい、いいけれども住民生活の健全化を図るためにはご努力を頂きたい。難しい話だと思いますけど。

松井委員

先ほど2点の話題の中で水道料金の設定があってもいいのではないかという話をさせていただきましたけど、先ほどの説明の中では、全国平均より1円でも高くってことでそこまであえて明記したらどうでしょう。今おさえた、というのは適正な水道料金の定義であってこの項目については、1円でも平均値より高くしなさいっていう事ですよ。こういう項目があるので十分に検討することとして別に何も問題ないのではないのかな。

上下水道事業管理者

あの今、松井委員がおっしゃった事は、副会長がご発言中に、私も同じことを思いまして補助金の交付要件で使われている言葉をそのまま用いたら曖昧な表現にならないので、それは充分意識するように、というふうな審議会の意見という形で整理させて頂ければ、先ほど来のご議論のご趣旨に合うのかなというふうに思いますので、ちょっと事務局でそれをふまえて整理をさせたいと思います。

加治佐会長

補助金の交付条件の説明を上手に使うて頂いて修正していただくと。お願いします。それではこのページはよろしいでしょうか。2ページについては、この事業費については7.8億円については、修正の議論を終えたいと思います。では、3ページ目説明をお願いいたします。

経営企画課

はい。計画コード20-20-01-03です。ご意見が実施した事業

- 長
の実施後の値が 39 億 2100 万ではないのかという事でございます。これは事前にお配りしました投資・財政計画の令和 2 年の決算額の資金残高、下から 2 つ目です真ん中、資金残高が 39 億 2100 万、そういう所を差して、間違っているのではないかっていうご指摘でございます。この投資・財政計画の決算額につきまして、私共の方でこの 39 億 2100 万というのが、決算時におけます現金預金の残高を記載してしまったものでございまして、本日追加の資料の方でお配りをさせて頂きました A 3 の資料の方に、この残高につきまして 44 億 1800 万という事で、整理をさせて頂いて、これは、資金残高ではなくて内部留保資金の項目でございますので、投資・財政計画の方をこのように修正をさせて頂きたいと思っております。その上で審議会の意見については記載のとおり整理したいと考えております。
- 加治佐会長
投資・財政計画が訂正されるわけですね。
ほか、いかがでしょう。
27.9 億が 44.2 億に増やすことが出来たという話でいいのですよね。残高が増えてよかったという事でよろしいでしょうか。高山委員よろしいでしょうか。
- 高山委員
はい。ありがとうございます。
- 加治佐会長
それでは別紙の方を変えていただくということで、その次の説明をお願いします。
- 経営企画課長
はい。私の説明がまずいものですから時間が非常に押してきていまして、申し訳ないのですが、下水道事業基本計画の評価シート以降につきましては、ご意見を頂いている所について説明をさせて頂く形で、進めさせて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
- 関口委員
すみません。ほとんど無くなったかもしれないのですが、細かい話なのですが、適正な料金と適切な料金を使い分けられているのかどうか。ちょっとやっぱり揺らぎだったら統一した方がいいと思えますし違うのだったら意味を持たせて使い分けられた方がいいと思いました。今回修正も入るので、なくなりそうなのかもしれませんけれども。意見として。
- 加治佐会長
適切だったり、適正だったり意味が同じでしたら統一してください。
今、事務局の方から、10 分休憩どうでしょうという話がありました。そのようにさせていただきます。3 時 40 分から 10 分間休憩としてください。よろしく申し上げます。
- 【休憩】
- 加治佐会長
それでは、ほぼほぼ揃ったので、次は下水の所ですかね。評価シートの最初のページから先ほど時間節約のためもありま

して、コメントいただいた所からでどうでしょうかとお話が出ました。そうすると11分の1からずっと飛んで11分の6の説明になります。今日来られている委員の方々に11分のいくつか気がなるのですがという所がありましたら説明の後に挙手してご発言ください。では11分の6のページの所になると思っています。21-1-3-1 維持管理費の抑制、ダウンサイジングによる。の所の藤田委員のコメントにつきましての説明をお願いします。

経営企画課
長

藤田委員から頂きました内容につきましては、維持管理について新たに天神ポンプ場、半田川田ポンプ場が供用開始となる予定でございますので、その部分についても適正な監督の下で民間活用を導入して下さいとのご意見を頂いております。それについては業務の効率化のための民間活用の導入を十分検討していくということで参考意見としてお聞かせ頂くということで、提示をしたいと思っております。

加治佐会長

この6ページ目の説明になります。1ページ目から6ページ目まで進めましてよろしいでしょうか。また気付いた所がありましたら挙手をお願いします。では次の所、まず藤田委員からのコメントで、インターネットの活用につきましてのコメントの所で説明をお願いいたします。

経営企画課
長

インターネットの活用という事でございます。これにつきましては説明意見5の所の意見欄の所で下から2行目の所の新型コロナウイルス感染症の終息の見込みが立たない中、の次にインターネットを有効に活用する等、という文言を追記したいなということを考えております。

加治佐会長

よろしいでしょうか。活用して頂くという事になると思いません。

関口委員

前の所で言い忘れてしまったのですが、今日藤田委員が欠席という事で、想像いたしますように、民間活用を導入するのを適正な判断を述べてというのが入っているところがポイントなのかなという気がしていて、恐らく民間に任せて大丈夫なのかという市民の皆様のご考えに寄り添って、この適正な管理の下でというのを付けていらっしゃるのかなと、これは私の勝手な想像なのですがけれども、という事なのでその一言を加えていただいた方がよりご意見に沿うのではないかという気がしました。

経営企画課
長

適正な監督の下での、という今関口委員からご意見をいただきました。当然、今現状につきましてはPPP/PFIはまだ検討段階にありまして、実質的には新たな天神ポンプ場、半田川田ポンプ場につきましては、まだ整備の途中ではございますけれども、整備が完了し、供用開始にあたりましては、維持管理については他の施設と同様に今の所包括業務委託の方で進めてい

きたいと今の所は考えています。その上で多様化する業務の効率化や、技術水準の確保を図るために PPP/PFI を踏まえた民間活力の導入を検討していただきたいというふうに意見を聞いておりますので、勿論これにつきましては適切な監督の下でいうのは私どもの意思が加わった中での維持管理をしてもらおうという意味でございますので、この案で私どもとしては良いのではないかと考えております。

加治佐会長

この評定の文章を誰が読むかなのですが、事務局の皆さんが読むのであればその辺の事情は承知して頂いていると思います。ただ、市民に広く読んでもらうという事であれば何か括弧書きして補足説明して頂くとかすると、誤解なく読んでいただけるかなということです。公開されるのですよね。シートは。

経営企画課長

基本的にホームページに上げさせていただいているのは5番の項目が評定の適正であったかどうかという所までで、この審議会の意見の所についてはホームページ上では公開を致しておりません。しかし情報公開で開示請求がありましたら公開の対象になりますので、基本的には市民の方が見ようと思えば見られる案件にはなっております。

上下水道管理局長

やはり適正な監督の下で民間活用をやってくださいと言うご主旨でしょうか。最後に、民間活力の導入に際しては適正な管理の下で導入されたいという文言を付けるというようなことで、適正に管理して下さいという委託も含めてのご意見ということですかね。それを付け足すことで定義が出来るのかなと思います。

加治佐会長

そういう方向でお願いします。今8ページまでは聞いていただいています。

ではよろしければ次のコメント、今井委員からありましたところの説明をお願いいたします。

経営企画課長

ご意見については2の実施結果の所で、スマホ決済という所は電子決済ではないのか、というご意見でございます。修正案等で書かせて頂きましたとおり、電子決済というと、より広い意味になりますので、クレジットカード決済も含むとのことです。その他のキャッシュレス決済と区分するために敢えてスマホ決済という形で記載させて頂いているものでございます。

今井委員

そのような事でしたら問題ないと思います。意味が分かりましたので。その書き方でいいと思います。

加治佐会長

評価シートの取組は毎年あるのですよね。また来年も事情が変わってありましたら変更もあると思いますので、今の所はスマホ決済という事でいきましょう。ではまたよろしいですかね。何かご意見あったら挙手して下さい。それでは次の11ペ

ージ目、事務局説明をお願いします。

経営企画課
長

頂きましたご意見は 21-01-04-02 の部分ですけども、これにつきましましては 4 今後の方向性につきまして、事業の方向性の中で「現状のまま継続」を広報や発行を増やして見直しの必要性有りにしてはどうかという事でございます。広報の発行の回数は年 4 回を予定しております、四半期に一度の発行回数で、今の所適正だと。ただ、随時発行させて頂く場合もありますけども、計画としては 4 回の発行が適正であると考えています。次にイベント等の中止をやむを得ないとするとして B の評価はという事でございますが、冒頭にもありましたとおり評定要領のこの相関の関係の中で B 評価をさせていただいているという事でございます。

加治佐会長

恐らく B は厳しすぎないかという所だとは思いますが。

畑井委員

そこは逆説的な意味で B 評価はというふうに入れさせていたのですが、行政の方が広報をすとか色々な事になると、まず、広報津とホームページと年数回のイベントなのですよ。今日の文章にもいっぱい出てくるのですが、ホームページに掲載します、周知しました、広報に載せました、イベントを何回か行いましたそうなのですが、コロナ禍の中でイベントが出来ない時に本当にそれだけで市民にいろんな情報が伝わるのでしょうかということなんです。例えば、ホームページのアクセス数を事務局の方で年間何回あって、どういう方々がアクセスして情報が出来たとかそういう事を把握されているのかという事も出来たら教えていただきたいのですが、津の市役所の中のある部の方は全然把握していないのです。しかしその文章にはホームページで情報提供をしていますという形なものですから、B 評価に間違いはないのですが、もう少し色々な工夫を凝らしてもいいのではないかという意味でちょっと逆説的な意見を出させて頂きました。以上です。

小川委員

1 番から 4 番は基本的に津市さん側が書かれている事なので、私も意見を書かせてもらう時、5 番のことについてだけ書かせてもらっていることが多かったのですが、畑井委員とか今井委員のご意見が 1 から 4 を変えるというよりは 5 番に盛り込むべき内容であればそちらに入れたらどうか、と思うのですが、どうでしょうか。審議会の意見として市への評価を変えて下さいというのはちょっと少し違うのかなと個人的には思っているのですが、それに対して評価が違うのではないかという事であれば適正まではいかなくても、5 番の意見として書くことはできるのではないかなと思います。

加治佐会長

例えば発行の回数とか、ホームページ掲載後の追跡調査というところまで期待したいという事を審議会の意見なので、事務局に尋ねることではないと思いますので、今日多くのご意見も出ましたので、発行回数も 4 番を変えて頂くというのはちょっと

と苦しいかもしれませんが、5番の所に発行回数とか、実質的な所での状況把握をお願いしたいという様に変えていただけますかね。そういう事でよろしいでしょうか。では5番をその様に変えていただくというふうにやっていこうと思います。では以上で下水の計画評価シートについては一応審議したという事にさせていただきたいと、もし何か後でありましたら挙手をお願いします。

それでは21-21-01-2の所と3の所ですので、この資本的収入とか、繰入金の所で松井委員のコメントにつきましてその下の小川委員の所、関口委員の所、コメントが21の中、まずは松井委員のところのコメントについてですね、21-21-01-02について説明をお願いします。

経営企画課
長

頂きましたご意見は、資本費平準化債が2年連続で計画の2倍計上されている、今後の取組方針見直しが言及されているが、事業の方向性で見直しの必要性がありに該当しない理由は何なのかというものでございます。これにつきましては、おっしゃるとおり事業の見直しの必要性があるという形でチェックの修正をさせて頂きます。その上で資本費平準化債の増額というのは一般会計の財政事情によるもので、下水道事業計画の見直しにより対応をすることは困難な状況でございます。一般会計からの繰入金の削減すべきものであるということ踏まえまして見直しの必要性はありには整理させて頂きますが、現状のこの案のままご提示をさせていただきたいなと思います。

加治佐会長

先程の話の関連するのですが4番の書き直し、4番には審議会の意見は反映しにくいのですが、松井委員どうでしょう。

松井委員

これで大丈夫です。大きく乖離していませんので。

加治佐会長

12分の3ページも同じ意見になるものです。

それでは次の21-22-01-01、収益的収支の所で、12分の4ページの所は小川委員と関口委員のお二人方の意見が寄せられています。合わせて事務局から説明をお願いします。

経営企画課
長

21-22-01-01につきましての説明をします。小川委員から頂きました今後の取組方針には、本年の事業目的から乖離しているという点と、意見の目的として開始された事業で、というのが矛盾していないかという所であります。頂きましたご意見を元に修正・追加をさせていただきたいと思えます。業務の方向性につきましては、事業目的は環境衛生への寄与及び公共下水道計画区域から外れた区域ということで、公平性の確保であったものの、という下線のように変えさせていただきたいと思っています。また評定につきましても、意見の所で公平性の確保及び環境衛生の寄与という形で修正をさせていただきたいと思えます。関口委員からいただきましたご意見につきましては、経営改善に向けて検討されている部分が見えるが、事業目的と照らして整備対象人槽や、整備対象建物用途の見直しだけ

でなく、目的を達成するために実現可能性を踏まえた必要な施策或いは、実施の仕方などで今一度見直すべきではないかという事で、その点を強調されては、ということでございますので、この意見の所につきまして「水質保全を図るため、対象範囲の見直しに加え、単独浄化槽の使用が多い地域を中心に事業案内を行うなど、効率的な普及促進についても検討されたい」という形で意見を踏まえた形の審議会意見に修正させていただく案をご提示させて頂きたいと思えます。

加治佐会長

4と5を修正いただくと、小川委員と関口委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。コメントが伝わったでしょうか。

小川委員

文章が長くて何が何やら途中からわからなくなるのですが、4番の所では本来の事業目的から乖離しているという説明を頂いているのに、5番の審議会の意見の所でこういう目的だから使用料収入で支出を賄うことは困難な事業である事は理解できると書いてあるので、目的に乖離していると言っているのに当初の目的がこうであるから、困難な事業は理解しているという、反対のことが書いてあるような気がしたので書かせてもらったのですが、そういう意味ではないのですかね。乖離した方向に進んでいるのであれば、5番の意見の所で、使用料収入で支出を賄うことは困難な事業でなくなっているのではないかという感じに捉えられるのではないかなと思ってしまう書き方になってしまっているかと思うのですが。その辺を分かって頂けてないと思うのですが、本来こういう目的なので、今使用料を支出で賄うことが困難な事業であってもしかたがないという意見の方では言っているけれども、市側からでは本来の目的と乖離していると言われているのに違うような気がするのですがいかがでしょうか。

関口委員

私もここは唐突すぎると思っていて、理解できるかという所を言える必然性が分からなかったのですね。これがある必要があるのかなと思っていました。

加治佐会長

審議会の誰も理解できていなかったら理解出来かねますね。

経営企画課長

今いただきましたご意見を整理させて頂いて改めて提出させて頂きます。

上下水道事業管理者

今の補足説明で小川委員と関口委員の趣旨は分からせて頂いたので、本来の目的からずれているというふうにこちらが評価するために審議会がこの目的から考えたら、目的からずれているなら修正しなさいと言う意味合いをおっしゃりたかった。特性から言って経営の健全化が図られるのかという状況なのにこんな意見として書くのは違和感があるという関口委員の発言ですよ。

関口委員

項目として、収益的収支なのですが、指標が維持管理基数に

なっているという所がこの事業の難しさを表現しているかなと思ったので、それを踏まえて。

加治佐会長

ここの辺りのとか網掛けがしてありますよね、この網掛けの意味は何ですか。事務局の方で下水の所は白黒コピーだとグレーの背景が沢山あるところは、セルがグレーになっているところは何か意味があるのですかね。

経営企画課長

どこのことをおっしゃっているのか。

加治佐会長

この背景が灰色の所。

小黒委員

文章の所が網掛けになっていると。

関口委員

水道の方は報告の所を目立たせたいがために、グレーになっているのですが、それだと下水のほうはあったりなかったり。シートはこういう所を強調しているのは分かるのですが、そちらはここをこういうふうになっていて。

経営企画課長

下水の方は網掛けが掛かっているじゃないかということだったのですけれども、決して何の意味もございません。印刷作成時に網掛けを抜き忘れていました。入れたままか抜いたかの違いでして、誠に申し訳ありません。

小黒委員

大型合併浄化槽の言葉ですが、関口委員さんの修正案、単独浄化槽というのは小型合併浄化槽ですね、それから小川委員さんの修正案の中に一般家庭の規模を大幅に上回る大型の浄化槽の管理も市が行っておりという表現があります。これは合併浄化槽の人槽の設定基準が公共下水道と違いますね、建物の大きさと浄化槽の大きさが決まってくると思うのです。なので、高齢の方はお一人で住んでいても大きな田舎の土地、特に郊外の田舎の家ですと建坪が大きいので大きな人槽の浄化槽を入れなければ補助金が出ないという事がありますね。それでこういう現象が起こっているのだと思います。そこらはいかがですか。これは言葉の綾です。

上下水道事業局長

この一般家庭で建築される時は、そういった建物面積とかで出ますけれども、この市営浄化槽事業というのは既存の建物がございますので、そこで生活している生活様式、例えば 100 坪の家にお一人で住んでいけば、100 坪の感覚で浄化槽の人槽を決めるのではなくて、現状に応じた人槽で設定をさせていただきますので、それに対しても補助金は適正に使って事業を行うことが出来ますので、100 坪で一人住んでいけば、5 人槽でも可能です。

小黒委員

補助金も出るのですね。

上下水道事業局長	はい。あくまでも生活様式を踏まえたうえで人槽の設定をしなさいと、そういう話ですので、それはOKです。
小黒委員	お孫さん等が遠くに行って帰ってきて頭数が増えたりしたときはどうされるのですか。人槽を修正できるのですか。
上下水道事業局長	ですから、今の状況を踏まえて私どもは将来、ここにまた5人で住む、10人で住むという話であればそれに応じた人槽の物を設置させて頂く。
小黒委員	それは分かります。今一人しか住んでないのにいきなり小規模の5人槽を入れて、補助金が25万円でしたか。その後お孫さんが帰って来て世帯数が6人になりました。5人より上回ったら規模を大きいのに入れ替えるのですかね。
上下水道事業局長	入れ替えません。今の状況を踏まえてその方とお話させていく中で人槽を決めさせていただくものですから。
小黒委員	これとは別件ですみません。そのような合併浄化槽の基準になっているのですか。
上下水道事業局長	この市営浄化槽事業というのは公共下水道区域以外の所での事業ですよ。人槽を決めていくというのは、計画に合わせた今お住まいの方に合わせた、今後住む形で設定をさせていく人槽なんです。
小黒委員	現状で対応していますね。間違いはないですね。浄化槽の規模、人槽の設定は。
上下水道管理局長	ご家族の方と相談されて決められていると。
小黒委員	建物の大きさは関係ないのか。
上下水道事業局長	いえ、そういった部分も含めて相談させて頂いています。
上下水道管理局長	ここで書かれている大型の浄化槽というのはお店とかそういうのまで市で管理していると、そういう意味です。一般家庭という考えで。
小黒委員	私が聞きたいのは人槽の設定なのですよ。人槽の認定なのですよ。
下水道工務課長	普通の戸建て住宅ですと所謂建物だとか、5人槽とか7人槽、とかというのがありますが、その浄化槽事業については事業所とか所謂飲食店とか、そういったところも対象になってきますので、所謂15人槽とか20人槽とかもあるわけです。現状住

居とお店と一緒にいるところもありますし、そういったところも使用状況に応じた人槽を設置させていただきます。

小黒委員

わかりました。

加治佐会長

ご意見ありましたら戻りたいと思います。とりあえず次の12分の5ページの説明に入っていただきます。その所は関口委員、藤田委員がコメントしていますが。

経営企画課長

21-22-01-02 関口委員から事務局案は、財政計画の評価であるため経営改善に向けて検討されたいとありますが、事業目的から照らして整備対象人槽や整備対象建物用途というような視点からのご意見です。また、藤田委員から、個人等から申請数が伸ばせるような対策も検討が必要ではないかという事でございます。これも先ほどと同じ案としておりますので、先ほど同様もう一度整理をさせていただいて改めてご提示をさせていただきますたいと思います。

加治佐会長

私はCが厳しすぎるのではないかなと。

経営企画課長

すみません。Cが厳しいのではないかとか、Cとした理由がよくわからないと言われたご意見の所につきましても、先ほどのところの相関関係の中で自動的にチェックを入れるとCが出てしまうという事ですので、Cと呼べる評価で定義をさせていただいたものでございます。

加治佐会長

私の書き方が曖昧なのですが、4番の項目を、CをBに書き直してくださいというふうにもありますから、審議会の意見として、Cは厳しすぎる、まあそこでは5の枠には書けるかなという印象だと思います。ここに書かれていることは市営の浄化槽の設置が年々増加してきて、言わば効率的になったのではないのでしょうか。下水処理場の使い方が人口に対しては、ですね。

ちょっとこの文章から離れるかもしれませんが、この基数というのですかね173とか82とかそういうのは基数が少なくてすんだと書いてあるのですかね。

力及ばず基数が同じというふうに書いてあるのか、これぐらいで足りましたと書いてあるのか、どうなのですかね。浄化槽の個数のことですよね。1から4の自己評価のされた方々の意見というのはどういう事になるのでしょうか。もっと作りたかったけどお金が無いと言っているのか、もうこれで十分足りますと言っているのか。

下水道工務課長

計画基数というのを設定しておりますので、計画まで届かなかったという意味でございます。基数の目標値まで進めていかなければならないということなのでございます。

加治佐会長

あ、そうなのですか。

小黒委員 基数のマックスはチェックが来ていますね。それを計画的に何年かに分けてやるわけですか。その目的に達成しなかったという事ですね。PR 努力が足りない。

下水道工務課長 啓発をもっと進めていかなければならないということになります。

加治佐会長 啓発という事は地元の負担金も発生すると。

上下水道管理局長 合併処理浄化槽をお使いいただき、今回の市営浄化槽をお使いいただきますと、下水の使用料を頂くと、個人で浄化槽を設置されていると浄化槽の維持管理費は自分でご負担いただくのですが、下水の使用料は必要ありませんので、ただ、市が管理させて頂くという事になれば、使用料を頂くと、これはもう下水の金額と同等です。

小黒委員 公共下水道と同じですか。宅地の面積で出すんですか。

上下水道管理局長 使った水の量に応じて下水の表に置き換えて。

加治佐会長 そのコストのために応募が少なかったと。

上下水道管理局長 長い目で見たら管理して毎年浄化槽点検しなければならないですし、そういう費用とか、浄化槽当然悪くなったら入れ変えて貰うとか。その点を見るとどっちがお得かという話にはなりません。

加治佐会長 それは誰かが反省しないといけない事なのですかね。例えば農家の方で例えば汲み取りでやっているのなら、それで済むならよし、という気がしますし、是非ともこの計画は達成せねばと言うような計画でも無いようなと思うのですが。

上下水道管理局長 確かに既に合併処理浄化槽を使われているのであれば、市が管理しようが個人で管理しようが公共水域の水質としては、そんなに影響がないです。単独浄化槽を使用されている、そういうお宅に関しても合併処理浄化槽に転換していってもらおうという形です。

加治佐会長 そうですよ。じゃあやはりCが厳しすぎる気がします。

小黒委員 それは地域によります。

関口委員 恐らく事務局の方はABCという判断基準を前もって作っていたので、それに当てはめているというだけだと思うので、確かに心情的にはABCの一番下のランクじゃなくてもいいのではないかという気がするという、情緒的にはそうかもしれません

が、この別の表がある限りやはりそうになってしまうのは仕方がないので、Cとなっているけれども努力はされていますねとか、そんな言葉を補う表現だとこのあらかじめ作った、表が考慮されるのではないのでしょうか。

小黒委員 優しいご意見だけど、事務局これではあかんよ。達成目標はある程度カバーしなければいけないと思うのですね。本来の環境政策からいったらアウト、もう少し、100%まではいかないですが。

加治佐会長 そういう色々な意見がありました。対応をお願いします。では最後になりますが、21-24-01-01、12分の10ページ目の所で小川委員からのコメントがありました。お願いします。

経営企画課長 ご意見として審議会の意見の経営改善に向けて使用料の適正化及びの所では、先ほどと同じように、これにつきましても、案としては、使用料の適正化も含めた検討という形で整理して審議会意見の案としてご提示をさせていただきたいと思いません。

加治佐会長 小川委員よろしいでしょうか。この評定。

小川委員 前半の話と同じことになるのかなと思うので、文言を入れるのか、抜くのかという所も含めて、適切、適正なのかというところも含めて、前半のお話と整合を取った方がいいのではないかと思います。

加治佐会長 アンダーラインの加筆部分の設定を含めた検討はよろしいですかね。検討、及び適正化を除くということで、検討は残すと。

小川委員 それも含めて使用料の話を入れるかどうかという所自体の話かと思うのですが。

経営企画課長 先程の水道料金に係る文言の整理に同じく、ご意見を頂きましたので、今一度使用料の体系の所もそうですが、設定の部分も含めて一度この表現をもう一度整理をさせていただいて改めてご提示させて頂きたいと思っております。

加治佐会長 そのようにお願いします。
21-24-1-3、12分の12ページの説明をお願いします。

経営企画課長 これも先ほどの21-24-01-01と同様のことになりますので、改めて文言等を整理の上ご提示させて頂きたいと思いません。

加治佐会長 その他の所、小黒副会長のコメントの対応、事務局いかがでしょうか。あるいはコメントの補足はありますか。

小黒委員

全体的な意見ですが、下水道をやっている今度そこが終わると上水道のパイプの入れ替えが入ってきたりして、道路が連続的に割ったり直したり、道路の傷みが激しいと思うのですが、ですから上下水道連携を取っていただいて道路の中に配管を埋設する場合は、できる限り連携を取った、道を工事する時は極力一緒にできる様に連携を取っていただきたいというのが意見です。内容的に私見せてもらって、もう言うことないので、大変ご努力を頂いているし、ご苦勞を掛けているというのは分かりましたので、そういう現場の対応一つをお願いしたい。それから私の方が聞いて、2、3日前に断水の事故がありました。その時の対応ですが、朝早くですと住民さんが朝のご飯が食べられないという大パニックが起こったのですが、浄水場の水位計の誤動作という事で、何でも無い事でも水が止まると大変なことになりますので、極力自治会として問題が起こったときに真っ先に自治会の方へ連絡をしていただきたいと思います。これが私のお願いでございます。

加治佐会長

直接評価シートには記載がありません。日常的な業務で機会がありましたらご配慮ください。それでは手元に頂いたコメント等につきましてご意見をお伺いしました。以上でこの(1)の事業評価については終了させていただきたいと思えます。あとこの修正案が事務局から出てくると思えます。タイミング的にまた皆さんに見て頂ければ一番だと思えます。修正案の確認についてどうするかという事があります。これが事務局の希望になると思えます。なので、会長に一任頂きますでしょうか。一任頂けましたら、その修正案は事後報告になると思えますが、各委員に送付させて頂ければというのが素案になります。その辺り修正案についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと私自身至らない所もありますが、今よりは良いものになると思っております。一任お願いできますか。

委員

意義はございません。

加治佐会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでは協議事項の(2)戦略について、工業用水について事務局から説明をお願いします。

経営企画課長

工業水道事業の経営戦略という案のご提示をさせていただきます。工業用水道事業につきましては1社に対しての供給ということになっておりまして、施設使用の水量等についても契約水量で収入の方は安定している、固定の収入となっております。その上で施設の更新基準に則って費用等を積算した計画となっておりますので、一度時間の関係がございますので、ご覧頂きまして何かご意見がございましたら事務局の方までいただければと思えます。以上でございます。

加治佐会長

戦略については、今の内容が説明ですか。

経営企画課長	経営戦略と言うのは公営企業においては国の方から中・長期的な経営戦略を策定するという要請がございます。それに基づきまして水道事業、下水道事業はそれぞれ基本計画という形で策定しておりました。工業用水道事業は先程も申し上げましたとおり、1社に対しての供給でありましたことから、これまでも国に対しても1社であるので経営戦略を策定する必要はないのではないかというふうに投げかけておりましたが、国が1社であっても経営戦略を立てる様要請が来ましたので、改めて工業用水道事業につきまして向こう10年の計画を策定させていただいたものでございます。
加治佐会長	資料はこれなのですね。10ページものですが、ここで皆様に唐突に意見を伺うという事をしてはいますが、これは皆様に自由に意見を出していただくという事ですけどもよろしいですか。特に何を了承という事ではなく、宜しいでしょうか。今日の所は。
小黒委員	m ³ あたり単価は同じですか。浄化方法が違うので少しは安いのですか。
経営企画課長	1 m ³ 60 円で固定の金額です。
小黒委員	固定ですね。
経営企画課長	税抜きですので、税込みだと 66 円になりますが、税抜き 60 円になります。
小黒委員	普通の方はいくらですか。
経営企画課長	普通の、とおっしゃられますと。
小黒委員	水道。それはパッと計算できないの。だいたい平均でいいわ。一般家庭の価格は分かりますか。1 m ³ 100 円、それは基本料金ですか。
営業課長	今現在値上げする前ですと 10 m ³ まで 1 m ³ あたり 66 円です。その後 11 m ³ から 20 m ³ になると 121 円と上がってきますので、工業用水道の方が単価としては安くなってきます。
小黒委員	基本の部分は一緒ですか。
上下水道管理局長	大量に使っていただきますので。
小黒委員	でも浄化は要らないで。

上下水道管理局長	<p>なので、あくまで責任水量という形で定額いただいています。</p> <p>確かに経営戦略と言いましても、収入は決まっておりますので、契約で責任水量で決まっておりますので、あとは施設の修繕がどれだけかかってくるかを見込んで計画を立てています。内部留保資金が1億8千万円ぐらいございますので、工事にはなるべく起債を使わずにそのお金を使って工事を進めたいと思います。</p>
小黒委員	<p>これは何て言いますか。特別会計と言いますか。独立会計と言いますか。</p>
上下水道管理局長	<p>公営企業会計です。工業用水道の公営企業会計です。</p>
小黒委員	<p>つまり独立した会計という事ですか。</p>
上下水道事業管理者	<p>イメージとしては水道事業をやっている会社があります、下水道事業をやっている会社があります、工業用水道事業をやっている会社があります。全く別になります。</p>
上下水道管理局長	<p>旧安濃町の時代からやっております。</p>
加治佐会長	<p>黒字なのでしょうか。赤字なのでしょうか。要は経営のことですので、我々の足を引っ張っているのか、或いは足しになっているのかとか、戦略的というのは経営的にはどういう事かと思うのですが。</p>
上下水道管理局長	<p>経営的には健全経営、プラスになっています。内部留保資金を積んで何かあった時に。</p>
小黒委員	<p>水源は安濃川の伏流水。</p>
上下水道事業管理者	<p>そうです。堤防の外にこの表紙の浄水場を。浄水と言いましても工業用水ですので、飲料水程の清浄さは求められませんので、割と簡易な設備にはなっております。</p>
経営企画課長	<p>令和2年度決算で純利益が434万円。</p>
加治佐会長	<p>ちなみに県水は。</p>
上下水道事業管理者	<p>県の工業用水道の表を把握しきれていないので</p>
小黒委員	<p>工業用水じゃなくて今ある県水。</p>

上下水道事業管理者	飲料用の県水は、基本料金を除いて使用水量から言うと 1 m ³ 39 円です。
小黒委員	とすると、そちらは 30 円儲けているということですか。
上下水道事業管理者	それは原水だけの分ですから、送水管とか配水池などの維持管理経費が全部入ってないのです。
加治佐会長	委員の方々ご意見あれば。これはまた次回も出てくる話題ですか。
上下水道事業管理者	大変申し訳ないのですが、先ほど経営企画課長が申しあげましたように国から急に作れと言われて今年度中に作成を義務付けられていますので、ここに勝手に 4 年 3 月というふうに表紙に書いてあるのですが、もう間もなく国の方で作りましたという事を提出しないといけないようになっておりますので、申し訳ないのですが時間はあまりありません。
上下水道管理局長	収入もいただいている料金だけですし、あとは投資があるかないかでその年の経営が左右されます。先ほど申しあげました令和 2 年は投資が無かった。
小黒委員	法人税はいくらぐらいですか。
上下水道事業管理者	所得としますと契約条件で責任水量制と言うので年間 3 万トン分はそこまで使わなくても先ほどの m ³ 66 円計算で頂くことになっていきますので、収入がずっと横ばいになっていて、最近の実績を見ると年間 3 万トンまで使用水量がいついていない。そこはお約束で必ずいただける。超えた分だけは m ³ 66 円で頂くことになっていきますので、こんな言い方としては申し訳ないですが私どもとしては取りはぐれがないわけですね。企業さんですから 1 社しかなく、収入は確実に安定していますので、先まで見通して割と投資とか維持管理とかの計画も立てやすい状況で、今までの累積で 1 億円くらいためるぐらいの利益を残してきているというふうな状況です。ある程度積み立てておけば施設の老朽化等お金がいるときでも対応できますので、これは私が言うのも申し訳ないのですが、シビアに経営を一新してやらなくてもいいようなそんな所でも財政計画というのが本当に必要なのかという疑問も持っていましたので、これをする必要はないのではないかなという事なのですが、今回国からそんな状況であっても作るの作りなさいということで強く言われたので作ったというのが正直なところでございます。
小黒委員	原水地と会社と距離、送水管はどのぐらい。
経営企画課長	管路延長は約 1.5 km です。

小川委員	<p>修繕に関しては一応大きい物がこの資本的支出の方の令和8年とか令和12年の2千何百万というのが2回来るのが10年間の予想であって、お金としても借入せずに内部留保でいけるという所で、それ以外には更新基準に入っているのが大規模修繕という、なので修繕費とかの費用では令和4年度を基準にしています。と書いていただいていたのですが、そちらには含めなくても大丈夫で、令和3年はちょっと修繕費が多くて令和4年からちょっと減っていると思ったので、そこら辺は収益の方の修繕に含めなくても大丈夫そうという考えという事によろしいのか確認だけさせていただきたいと思います。</p>
経営企画課長	<p>大規模修繕というよりは施設の長寿命化を図りながら、施設の更新を入れていきますので、その費用が資本的収支の所で記載されております。その計画的な施設更新まで計画期間中の10年間においてはこの費用で賄えるという計画です。</p>
上下水道管理局長	<p>企業債の借り入れですけれども、1社で今後入ってくる見込みがないという状況でありますので、普通ですと後年度負担という形で、その施設を造ったら後年度で使う人も負担していただくように付帯されてという考えもあります。1社に対してですので内部留保資金でやるべきなのではないかということはそのような意味もあります。この会議でその企業債を借りるべきというご指摘を頂くのであれば借りるような計画にしたいとは思っています。1億8千万の内部留保資金をもって2千万の工事費の計画ですので、1億5千万ぐらいですね、計画終了期間には1億5千万ぐらいは残っておりますので、借入せずにいけるのではないかなというふうに思っております。</p>
小黒委員	<p>これは災害の時は。</p>
上下水道管理局長	<p>当然お金が要りますので。</p>
小黒委員	<p>補助金をもらうカウントできるのですかね。</p>
上下水道管理局長	<p>災害が起きたら。</p>
小黒委員	<p>個人の水源を市が管理している事っておかしいと思うのですが、それは認めてくれるのですかね。</p>
経営企画課長	<p>個人の水源という所がよくわからないのですが。</p>
小黒委員	<p>一企業の水源ですよ。</p>
経営企画課長	<p>私どもの水源です。契約を結んでおりますので、私どもが整備した水源から契約相手先にお送りさせて頂いております。</p>

小黒委員	それは分かりますけれども 1 社と 1 社ですよ。
経営企画課長	はい。
小黒委員	災害が起こったときに、地震のサイズが大きく管が破裂した時、或いは浄水場が駄目になった時に急ぎよそれを復元するためには数千万の金が必要です。その時に災害対策法か何かで国の援助は得られるのですか。
経営企画課長	工業水道自体が経済産業省の所管になりますので、経済産業省にその災害時における制度があるかどうかは現状把握しておりませんので、今の段階では答えることはできません。
小黒委員	数社が対象になっていれば四日市の工業団地みたいに県水がああいう対応であればそれは公共ですね、でも相手が 1 社だったらいけるのですか。
上下水道事業管理者	その辺ちょっとわかりませんので、一応これが国からの指導もあってですね、先ほど全く独立した一つの会社みたいに申し上げましたけども、工業用水道事業として認可を受けてやっている事業ですので、それは公式のものでやるとは思っています。
小黒委員	話の流れだとそうみたいですが、果たして本当にそうなのか。と思っています。
経営企画課長	この災害時に係る支援制度があるのかないのかというのはちょっと調べないとわかりませんが、災害の支援制度が無かったとしても、復旧し、継続供給しなければいけないので、それに係る費用につきましては当然今ある内部留保で賄えないとするならば、企業債を借り入れて費用の平準化を図っていくという手法があると。
加治佐会長	他いかがでしょうか。経営戦略と書いてありますが、よろしいでしょうか。 職員の担当 1 名と書いてありますがその 1 名の方はほかにも現場はあるのですよね、ここだけの担当の方ですか。
経営企画課長	この職員数 1 名というのは工業水道事業で人件費を賄っている職員 1 名という形で掲載をしておりますが、その 2 ページの所に職員運営という所で会計上 1 名の職員としておりますが、実質としては、上下水道事業局、管理局で水道事業の職員と合わせて運営を行っておりますので、8 名で事業運営をさせていただきます。
加治佐会長	他に質問、ご意見無ければこの戦略については原案とお承

認したいと思います。ありがとうございました。

それでは協議事項の3、その他ですが、委員の皆様から質問、ご意見ありましたらお願いします。

今のところ計画とおりがそれよりわずかに良いような流れになっているという解釈で、よろしいですかね。

今更ですが上水の話、下水の話。

経営企画課
長

料金回収率が84、98、123%となります。

加治佐会長

遅くなってすみません。これにて協議事項は終了とさせていただきます。事務局から連絡等がありますか。

上下水道管
理課長

特にありません。

加治佐会長

会議録の内容についてはこれまで同様、私が確認しホームページへご記載いたしますので、ご承知おき下さい。委員の皆様には長時間にわたり、貴重なご意見を頂き、議事進行に対しての格別のご協力をいただき誠にありがとうございました。

上下水道管
理課長

加治佐会長、また委員の皆様長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。閉会に当たりまして上下水道事業局長からお礼を申し上げます。

上下水道事
業局長

【挨拶】

上下水道事
業管理者

【挨拶】

上下水道管
理課長

これを持ちまして第7回上下水道事業経営審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。